

組合員の資格取得・喪失の手続きはお早めに!



新規採用等に伴う組合員資格取得、転出や退職に伴う組合員資格喪失をする場合は、下記の区分に従い、速やかに関係書類の提出をお願いします。

提出書類		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	注意事項		
異動区分		組合員資格取得届書	互助会加入申込書	年金加入期間等報告書	履歴書の写	預金通帳の表紙等の写	勤務実績証明書	組合員転出届書	組合員転入届書	組合員異動報告書	任意継続組合員申出書	高齡受給者証等 組合員証・被扶養者証	互助会員証	退職届書等	被扶養者認定申告書		
採用	新採用になったとき	○	○	○	○										対象者がいる場合に提出		
	常勤臨時講師等が採用から1年以上経過し、引き続き勤務するとき	○	○	○	○	○											
	常勤臨時講師等(協会けんぽ被保険者)から本採用になったとき	○	○	○	○												
	常勤臨時講師等(組合員有資格者)から本採用になったとき	組合員証及び被扶養者証を一旦返却(新しい組合員証等を交付します)															
転入	他の(都道府県の公立学校共済組合)支部より	互助会加入希望者	○	○	○			○	○	○	注1			対象者がいる場合に提出	注1: 他支部の組合員証・被扶養者証を添付		
	他の(公務員)共済組合より	○	○	○	○			○			注2				注2: 他共済の組合員証・被扶養者証の写を添付		
転出	他の(都道府県の公立学校共済組合)支部へ				2部			○	○		注3	○			注3: 他支部へ組合員証・被扶養者証を提出		
	他の(公務員)共済組合へ				2部			○	○		注4	○			注4: 他共済へ組合員証・被扶養者証の写を提出		
退職				○	注5				○	希望者	○	○	○	注5	注5: 小・中は教育事務所を経由して提出		

※年金加入期間等報告書の記入にあたっては、過去の年金記録を全て記入してください。

※20歳以上60歳未満の配偶者を被扶養者として認定する場合は「国民年金第3号被保険者資格取得届」も併せて提出するようお願いします。



給付・保健グループ 短期給付担当 017-734-9913